第３回 栃木県ミッドアマゴルフ選手権大会

平成 25 年 11 月 12 日(火)
烏山城カントリー倶楽部

競技の条件

1. ゴルフ規則
   日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
   競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格
   『公認球リストの条件・ゴルフ規則付Ⅰ(c)1b』を適用する(ゴルフ規則 175 ページ参照)。
4. 使用クラブの規格
   『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付Ⅰ(c)1a』を適用する(ゴルフ規則 174 ページ参照)。
5. 競技終了時点
   競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
6. ホールとホールの間での練習禁止
   競技者はプレーを終了したホールのグリーン上や、その近くで練習ストロークをしてはならない。これに違反した場合(プレーを終えたばかりのグリーン上で球を転がすことも含む)競技者は次のホールで２罰打を加えなければならない。ただしそのラウンドの最終ホールのときはそのホールで罰を受ける。
7. プレーの中断と再開
   競技の一時中止及び再開については、委員会の定めたサイレン・放送によって通報する。
8. 競技の成立
   降雨・雷雨・日没等により 18 ホールのラウンドが不可能な場合は、委員会の裁定により 0.5 ラウンドで競技を成立させることがある。
9. 使用ティーマーク
   本競技に於いては黒色のティーマークを使用する。
10. 移動
    競技者は正規ラウンド中においてカートへの乗用を認める。
11. タイの決定方法
    一位に同位者が出た場合は、即日、競技委員長の指定するホールに於いてサドンデス方式のプレーオフを行う。2 位以下は、マッチング・スコアカード方式により順位を決定する。

ローカルルール及び注意事項ついては裏面を参照してください。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. 距離計測のための黄色いペイント上に球があったり触れている場合、ゴルフ規則 25-1b(ｉ)の救済を受ける事ができる。
4. ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
5. 排水溝は動かせない障害物とする。
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. クロースド(Closed)の標示のある予備グリーンはプレー禁止の修理地とし、その上に球があったりスタンスや意図するスイングの区域の妨げになる場合、競技者はゴルフ規則 25-1b(ｉ)の救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は、2 打

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加・変更があるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は１人１コインを限度とする。また、ハーフ終了後の練習はしてはならない。例外として練習パッティンググリーンのみ可とする。(規則 7-2)
3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーの不当な遅延についてはペナルティーを科すことがある。(規則 6-7)
4. 競技委員会は競技中を含めいつでも出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる（規則 33-7)。

競技委員長　石川　敏廣